

第4回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会関係 協議附属資料

平成15年12月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

目 次

協議第 2 1 号	使用料、手数料等の取扱い	1
協議第 2 2 号	補助金、交付金等の取扱い	17
協議第 4 3 号	建設関係事業	21
協議第 4 4 号	上・下水道事業	31

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い						
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。						
項目	使用料(円)					各項目の調整方針		
	一宮市	尾西市	木曾川町					
道水路占用料	○道路占用料					合併時に一宮市の事業(制度)に合わせる。		
	区 分							
	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱(条数3本以下)	1本1年につき	1,200	1,200		1,100	
		第2種電柱(条数4本・5本)	1本1年につき	1,800	1,800		1,700	
		第3種電柱(条数6本以上)	1本1年につき	2,500	2,500		2,300	
		第1種電話柱(条数3本以下)	1本1年につき	1,100	1,100		970	
		第2種電話柱(条数4本・5本)	1本1年につき	1,700	1,700		1,600	
		第3種電話柱(条数6本以上)	1本1年につき	2,400	2,400		2,200	
		その他の柱類	1本1年につき	82	82		75	
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	11	11		10	
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	5		5	
		路上に設ける変圧器	1個1年につき	810	810		730	
		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	550	550		500	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,600	1,600		1,500	
		郵便差出箱	1個1年につき	690	690		630	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3,700	3,700	1,400			
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,600	規定なし	1,500			
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管・下水管・ガス管その他これに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	55		55	50
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	82		82	75
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110		110	100
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	220		220	200
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	550		550	500
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	1,100	1,000			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,600	規定なし	1,500			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.003を乗じて得た額	規定なし	規定なし		
		階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.005を乗じて得た額				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)					各項目の調整方針	
	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町		
道水路占用料	区 分		一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町		
		階数が3以上のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.006を乗じて得た額	規定なし	規定なし	
		上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	2,500	2,500	910	
		地下に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	1,200	1,200	460	
		軌道、歩廊、日おい、その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,600	1,600	1,500	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店・商品置場	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	37	37	14
			その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	370	370	140
	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	370	370	140
			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	3,700	3,700	1,400
		標識		1本1年につき	1,300	1,300	1,200
		旗ざお	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	1本1日につき	37	37	14
			その他のもの	1本1月につき	370	370	140
		幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	1日につき	その面積1㎡につき 37	1本につき 37	その面積1㎡につき 14
		その他のもの	1月につき	その面積1㎡につき 370	1本につき 370	その面積1㎡につき 140	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	3,700	3,700	1,400	
		その他のもの	1基1月につき	1,800	1,800	680	
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	工事用仮囲、足場、詰所、その他工事用材料置場		占有面積1平方メートル1月につき	370	370	140
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	仮設建築物		占有面積1平方メートル1月につき	160	160	150
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.006を乗じて得た額	規定なし	規定なし	
		階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.009を乗じて得た額			
		階数が3のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.011を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの	占有面積1平方メートル1年につき	AIに0.013を乗じて得た額			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)					各項目の調整方針		
	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町			
道水路占用料	区 分		区 分		一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		AIに0.006を乗じて得た額	規定なし	規定なし	
	令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの		占有面積1平方メートル1年につき			AIに0.006を乗じて得た額
			階数が2のもの		占有面積1平方メートル1年につき			AIに0.009を乗じて得た額
			階数が3のもの		占有面積1平方メートル1年につき			AIに0.011を乗じて得た額
			階数が4以上のもの		占有面積1平方メートル1年につき			AIに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		AIに0.018を乗じて得た額			
	尾西市のみ							
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		地番地先の類似した土地の固定資産税台帳に登録された価額に0.036を乗じて得た額			
	<p>※この表において、「A」とは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す。</p>							
<p>○水路占用料 一宮市・尾西市においては道路占用料を準用。 木曾川町においては、使用料条例がないため賦課していない。</p>						各市町の現行制度を新しい制度に統合する。		
公園使用料	○都市公園内における行為			○都市公園内における行為			規定なし	
	区 分		使用料	区 分		使用料		
	業として写真撮影を行う場合	1人 1日につき	710	展示会、集会その他これに類する催しを行う場合	1平方メートル 1日につき	10		
	業として映画撮影を行う場合	1件 1日につき	7,100					
	業として興業、競技会、展示会、博覧会、音楽会の催しその他これらに類するものを行う場合	1平方メートル 1日につき	10					
○分区分			○分区分					
1区分1年		3,000	規定なし		規定なし	合併時に一宮市の事業(制度)に合わせる。		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針	
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町		
公園使用料	○公園施設の設置及び管理				
	区 分	使用料			
	公園施設の設置	1平方メートル 1年につき	3,600		
	公園施設の管理	建築物のとき	1平方メートル 1年につき		5,500
		建築物以外 のとき	1平方メートル 1年につき		230
○公園施設の占用 道路占用料を準用。	○公園施設の占用 道路占用料を準用。		規定なし		
自動車整理場使用料	○一宮市銀座通公共駐車場 及び一宮駅東地下駐車場			現行どおりとする。	
	区 分	使 用 料			
	普通駐車料金	供用時間内1回30分 までごとに	1台につき 100		
	特別駐車料金	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 700		
	※供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通駐車料金及び特別駐車料金の区分に係る利用時間 をまたがって駐車場を利用した場合における料金の額 は、当該利用に係る全時間数から特別駐車料金の区分 に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通駐車料 金の額と当該利用に係る特別駐車料金の額とを合算し た額とする。				
	区 分	使 用 料			
	定期券	午後8時30分から 翌日の午前8時30分まで 夜間定期駐車券 1か月	1台につき 5,250		
		午前7時から午後10時まで 昼間定期駐車券1か月	1台につき 10,500		
		午前7時から午後10時まで(日 曜日及び休日を除く。) 平日定期駐車券 1か月	1台につき 7,870		
		午前0時から午後12時まで 全日定期駐車券 1か月	1台につき 15,750		
回数券	3,300円相当券	3,000			
	5,600円相当券	5,000			
	11,400円相当券	10,000			
	事業なし		事業なし		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)		各 項 目 の 調 整 方 針	
	一 宮 市	尾 西 市		
自動車整理場使用料	○一宮市栄自動車整理場			
	区 分	使 用 料		
	普通 使用料	供用時間内1回1時間まで	1台につき 150	
		供用時間内1時間を超える30分までごとの加算額	1台につき 50	
	特別 使用料	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 370	
	全日定期駐車券 1か月		1台につき 8,800	
	全日定期駐車券 3か月		1台につき 22,000	
	回数券	3,300円相当券	3,000	
		5,600円相当券	5,000	
		11,400円相当券	10,000	
	※供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。			
	○一宮市本町自動車整理場			
	区 分	使 用 料		
	普通 使用料	供用時間内1回 30分までごと	1台につき 100	
	特別 使用料	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 700	
	定期券	午前7時から午後10時まで (日曜日及び休日を除く。) 平日定期駐車券 1か月	1台につき 7,500	
		午後9時30分から翌日の 午前7時30分まで 夜間定期駐車券 1か月	1台につき 5,000	
	回数券	3,300円相当券	3,000	
5,600円相当券		5,000		
11,400円相当券		10,000		
※供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針	
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町		
自動車整理場使用料	○一宮市大宮公園自動車整理場				
	区 分	使 用 料			
	普通 使用料	供用時間内1回1時間まで	1台につき 150		
		供用時間内1時間を超える30分までごとの加算額	1台につき 50		
	特別 使用料	午後9時から翌日の午前8時 30 分 まで	1台につき 600		
	回数券	3,300円相当券	3,000		
		5,600円相当券	5,000		
11,400円相当券		10,000			
※供用時間は午前8時から午後9時30分までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。					
ツインアーチ138	展望室	区分	個 人 (1人1回)	30人以上の団体 (1人1回)	現行どおりとする。
		大人	500	400	
		小人	200	160	
		幼児	100	80	
	展望室	区分	回数利用券 (6枚つづりのもの)		
		大人	2,750		
		小人	1,100		
幼児	550				
大野極楽寺公園 管理棟施設	区 分		使用料		
	視聴覚室・研修室	9:00~12:00	1,500		
		13:00~16:00	1,500		
	バーベキュー広場	燃焼器具1台(持ち込み)	500		
		既設炉1基	1,000		
	自 転 車	1回	100		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い				各項目の調整方針
項目		手数料 (円)				
		一宮市	尾西市	木曾川町		
屋外広告物許可事務		別表1参照				2市1町同一であるため現行のとおりとする。
用途地域証明手数料		1件 200	1件 200	1件 無料		合併時に一宮市の制度(料金)に合わせる
都市計画道路等証明手数料		1件 200	1件 200	1件 無料		
優良宅地造成認定申請手数料						
	造成宅地の面積					
	0.1ヘクタール未満のもの	1件 92,000	1件 92,000	1件 86,000	制度なし	
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件 140,000				
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件 200,000				
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件 280,000				
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件 420,000				
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件 550,000				
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件 710,000				
	10ヘクタール以上のもの	1件 930,000				
優良住宅新築認定申請手数料		別表2-1参照	別表2-2参照	別表2-3参照		
確認申請手数料						
ア	床面積の合計				制度なし	
	30平方メートル以内のもの	1件 5,000				
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 9,000				
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 14,000				
	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 19,000				
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 34,000				
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 48,000				
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 140,000				
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 240,000				
	50,000平方メートルを超えるもの	1件 460,000				
イ	(ア)建築設備を設置する場合((イ)に掲げる場合を除く。)		9,000			
	小荷物専用昇降機		4,000			
	(イ)確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		5,000			
	小荷物専用昇降機		3,000			
ウ	(ア)工作物を築造する場合((イ)に掲げる場合を除く。)		8,000			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
(イ) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	4,000			
完了検査申請手数料				
ア 床 面 積 の 合 計				
30平方メートル以内のもの	1件 10,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 12,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 16,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 22,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 36,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 50,000			
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 120,000			
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 190,000			
50,000平方メートルを超えるもの	1件 380,000			
イ 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項に規定するものである場合	1件 13,000			
小荷物専用昇降機	1件 8,000			
ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第87条の2において準用する同法第7条第1項に規定するものである場合	1件 9,000			
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料				
床 面 積 の 合 計				
30平方メートル以内のもの	1件 9,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 11,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 15,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 21,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 35,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 47,000			
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 110,000			
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 180,000			
50,000平方メートルを超えるもの	1件 370,000			
中間検査申請手数料				
中間検査を行う部分の床面積の合計				
30平方メートル以内のもの	1件 9,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 11,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 15,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 20,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 33,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 45,000			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	100,000		
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	160,000		
50,000平方メートルを超えるもの	1件	330,000		
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件	120,000		
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件	33,000		
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件	33,000		
道路内における建築認定申請手数料	1件	27,000		
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件	160,000		
用途地域における建築等許可申請手数料	1件	180,000		
特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	33,000		
建築物の高さの特例認定申請手数料	1件	27,000		
建築物の高さの許可申請手数料	1件	160,000		
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件	160,000		
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件	160,000		
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件	27,000		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件	160,000		
仮設建築物建築許可申請手数料	1件	120,000		
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料				
建築物の数が2である場合	1件	78,000		
建築物の数が3以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料				
建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	1件	78,000		
建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料				
建築物の数が2である場合	1件	238,000		
建築物の数が3以上である場合		1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料				
建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	1件	238,000		
建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料				
建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	1件	78,000		
建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料				
建築物(同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物を除く)の数が1である場合	1件	238,000		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)		各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	
建築物(同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物を除く)の数が2以上である場合	1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき6,400円に、12,000円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
大規模建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
特殊建築物の路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
防火壁の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
興行場等に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
興行場等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
自動車修理工場等の敷地の自動車の出入口に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
大規模な自動車車庫の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の幅に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の天井の高さに関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の段の設置に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
直通階段までの歩行距離に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下街の換気設備に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
開発行為許可申請手数料			
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合			
開 発 区 域 の 面 積			
0.1ヘクタール未満のもの	1件	9,200	
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	23,000	
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	46,000	
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	92,000	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	140,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	180,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	230,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	320,000		
イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合				
開 発 区 域 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	14,000		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	32,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	70,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	130,000		
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	210,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	290,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	360,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	510,000		
ウ ア及びイ以外の開発行為である場合 次の表に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、同表に定める額				
開 発 区 域 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	92,000		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	140,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	200,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	280,000		
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	420,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	550,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	710,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	930,000		
開発行為変更許可申請手数料				
1件につき次に掲げる額を合算した額	当該合算した額が930,000円を超えるときは930,000円			
ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)である場合	開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更である場合	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額			
ウ ア及びイ以外の変更である場合	1件	11,000		
市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	1件	49,000		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	28,000		
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料				
敷 地 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	7,300		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	19,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	42,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	74,000		
1ヘクタール以上のもの	1件	100,000		
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料				
ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件	1,800		
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件	2,900		
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	1件	18,000		
開発登録簿の写しの交付手数料	1枚	560		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い	
別 表			
別表 1 (屋外広告物許可手数料)			
区 分		手 数 料 の 額(1件につき)	
広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 900円
		許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,300円
	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,200円
		許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,900円
電柱又は街灯柱を利用する広告		許可期間が1年以内のもの	1個につき 200円
		許可期間が1年を超えるもの	1個につき 300円
立 看 板		1枚につき 100円	
張 り 紙		100枚につき 400円	
張 り 札		1枚につき 40円	
広 告 幕 又 は 広 告 網		1枚につき 400円	
ア ド バ ル ー ン		1個につき 700円	
そ の 他 の 広 告 物	許可期間が1年以内のもの		1個につき 100円
	許可期間が1年を超えるもの		1個につき 160円
別表 2-1 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)			
新築住宅の床面積の合計		手数料の額	
100平方メートル以下のもの		6,300円	
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		9,200円	
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		14,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		37,000円	
10,000平方メートルを超えるもの		46,000円	
別表 2-1 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡以上)			
新築住宅の床面積の合計		手数料の額	
100平方メートル以下のもの		6,300円	
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		9,200円	
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		14,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		37,000円	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの		46,000円	
50,000平方メートルを超えるもの		62,000円	
別表 2-2 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)			
新築住宅の床面積の合計		手数料の額	
100平方メートル以下のもの		6,300円	
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		9,200円	
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		14,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		37,000円	
10,000平方メートルを超えるもの		46,000円	
別表 2-3 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)			
新築住宅の床面積の合計		手数料の額	
100平方メートル以下のもの		6,200円	
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		8,600円	
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		13,000円	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		35,000円	
10,000平方メートルを超えるもの		43,000円	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15. 8. 20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。
	山県市	H15. 4. 1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い
関係法令	<p>◎地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備 考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方(算定基準など)や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点(バランス)も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 建設分科会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針（案）	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 木造住宅耐震改修補助	1. 事業の概要 昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅の耐震改修をするために必要な経費に対して、補助金を交付する。 平成15年度から事業を実施。 2. 補助対象建築物 一宮市が実施する「木造住宅無料耐震診断」を受診した結果、耐震改修の必要があると判断されたもの 3. 補助金額 600,000円以内 4. 予算額 3,000,000円	1. 事業の概要 昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅の耐震改修をするために必要な経費に対して、補助金を交付する。 平成15年度から事業を実施。 2. 補助対象建築物 尾西市が実施する「木造住宅無料耐震診断」を受診した結果、耐震改修の必要があると判断されたもの 3. 補助金額 耐震改修費用の2分の1 かつ上限600,000円 4. 予算額 1,800,000円		合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項 目	一宮市	(千円)	尾西市	(千円)	木曾川町	(千円)
1. 建設	私道整備	2,078				
	土地改良事業	1,437	土地改良区交付金	1,994		
	雨水貯留浸透施設設置	5,034				
	都市景観形成事業助成金	0				
	みどりの少年団育成事業	50				
	人にやさしい街づくりモデル地区施設整備促進事業	337				
	民間木造住宅耐震改修 (15年度事業開始)	3,000	民間木造住宅耐震改修 (15年度事業開始)	1,800		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13. 5. 1	<p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	廿日市市	H15. 3. 1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>
	山県市	H15. 4. 1	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	新発田市	H15. 7. 7	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>・両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 建設分科会

協議項目	建設関係事業																																											
調整方針（案）	(1) 市町道の認定・廃止については、合併時に一宮市の制度に合わせる。 (2) 公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。 (3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては、新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。																																											
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針																																								
1. 市町道の認定・廃止	・市道の認定・廃止 市道認定基準(※)に基づく 市道認定廃止協議会の承認後市長決裁→議会提出 開発行為による市道も原則同様 1, 2級指定・・・県の幹線市町村道の選定要領に基づく ・市道路線数・・・7,713路線 ・市道延長・・・1,737km ※市道路線認定基準 (目的) この基準は、市道の認定について必要な事項を定めるものとする。 (市道の認定要件) 市道に路線認定する道路は、次の各号のいずれかに該当する要件を具備したものとする。 1. 一般の通行の用に供する道路で権原（所有権又はその他の権利）のある道路、又は将来権原の取得できる見込みのある道路で、次の要件を具備した道路 (1) 道路の起点及び終点が国県道又は市道と連絡している道路 (2) 幅員4メートル以上の道路 2. 公園、学校、その他公共施設等に連絡している道路 3. 土地区画整理法及び土地改良法に基づき築造された道路 4. 都市計画法第29条の規定による開発行為に伴う路線の認定については、同法第32条の規定による公共施設の管理者の同意等を得た計画道路で、かつ、同法第36条第2項の舗装工事及び側溝工事等完了した道路 5. 市長が必要と認めた道路	・市道の認定・廃止 市長決裁を経て議会提出 開発行為による市道も原則同様 1, 2級指定・・・県の幹線市町村道の選定要領に基づく ・市道路線数 1,520路線 ・市道延長 374km	・町道の認定・廃止 町長決裁を経て議会提出 開発行為による町道も原則同様 1, 2級指定・・・県の幹線市町村道の選定要領に基づく ・町道路線数・・・1,106路線 ・町道延長・・・189km	合併時に一宮市の制度に合わせる。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の現状</th> <th colspan="3">平成15年4月1日現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>一宮市</th> <th>尾西市</th> <th>木曾川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実延長</td> <td>m</td> <td>1,737,895</td> <td>374,231</td> <td>189,304</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>m²</td> <td>8,803,585</td> <td>1,914,032</td> <td>1,015,802</td> </tr> <tr> <td>改良済延長</td> <td>m</td> <td>987,027</td> <td>252,842</td> <td>115,458</td> </tr> <tr> <td>舗装済延長</td> <td>m</td> <td>1,666,207</td> <td>346,150</td> <td>179,462</td> </tr> <tr> <td>改良率</td> <td>%</td> <td>56.8</td> <td>67.6</td> <td>61.0</td> </tr> <tr> <td>舗装率</td> <td>%</td> <td>95.9</td> <td>92.5</td> <td>94.8</td> </tr> </tbody> </table>					道路の現状		平成15年4月1日現在					一宮市	尾西市	木曾川町	実延長	m	1,737,895	374,231	189,304	面積	m ²	8,803,585	1,914,032	1,015,802	改良済延長	m	987,027	252,842	115,458	舗装済延長	m	1,666,207	346,150	179,462	改良率	%	56.8	67.6	61.0	舗装率	%	95.9	92.5	94.8
道路の現状		平成15年4月1日現在																																										
		一宮市	尾西市	木曾川町																																								
実延長	m	1,737,895	374,231	189,304																																								
面積	m ²	8,803,585	1,914,032	1,015,802																																								
改良済延長	m	987,027	252,842	115,458																																								
舗装済延長	m	1,666,207	346,150	179,462																																								
改良率	%	56.8	67.6	61.0																																								
舗装率	%	95.9	92.5	94.8																																								

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																																																																																																																				
2. 公営住宅の管理	<p>○管理戸数 公営住宅＝1, 719戸 改良住宅＝ 302戸 貸店舗＝ 4店</p> <p>○管理の根拠条例等 公営住宅＝公営住宅法に基づき管理 改良住宅＝住宅地区改良法に基づき建設。 管理は、公営住宅法に準ずる。ただし入居申し込み資格の所得月額が178,000円以下 貸し店舗＝以前一宮市住宅公社が管理していたものを引き継いで管理している</p> <p>○構造別管理戸数 木造-0 簡平 460戸 簡二 213戸 中高層 1,348戸 合計 2,021戸 店舗 4戸</p> <p>○応募状況 入居申し込み数（357） 入居者（104）</p>	<p>○管理戸数 公営住宅＝ 627戸 市営住宅＝ 30戸 改良住宅＝ 0戸 貸店舗＝ 0店</p> <p>○管理の根拠条例等 公営住宅＝公営住宅法及び市条例に基づき管理 市営住宅＝公営住宅法に準じ、市条例に基づき管理</p> <p>○構造別管理戸数 木造 79戸 簡平 18戸 簡二 188戸 中高層 372戸 店舗 0戸 合計 657戸</p> <p>○応募状況 入居申し込み数（ 67） 入居者（ 16）</p>	<p>○管理戸数 公営住宅＝ 47戸 単独住宅＝ 30戸</p> <p>○管理の根拠条例等 公営住宅＝公営住宅法及び市条例に基づき管理 単独住宅＝公営住宅法に準じ、市条例に基づき管理</p> <p>○構造別管理戸数 木造 59戸 耐火3階建 18戸</p> <p>○応募状況 新規募集は住宅が古いため行っていない</p>	<p>事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p>																																																																																																																				
3. 公営住宅の使用料	<p>市営住宅使用料 法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.85</p>	<p>市営住宅使用料 法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.75</p>	<p>町営住宅使用料 法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.80</p>	<p>17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。</p>																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利便性係数</th> <th>家賃(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>花祇住宅</td><td>0.9615</td><td>28,000～46,400</td></tr> <tr><td>松降住宅</td><td>0.9640</td><td>8,200～16,300</td></tr> <tr><td>朝日住宅</td><td>0.9599</td><td>17,500～29,100</td></tr> <tr><td>尾関住宅</td><td>0.9236</td><td>2,600～13,000</td></tr> <tr><td>河端住宅</td><td>0.9212</td><td>2,300～35,600</td></tr> <tr><td>今伊勢住宅</td><td>0.9482</td><td>20,900～34,700</td></tr> <tr><td>大山住宅</td><td>0.9276</td><td>8,000～15,900</td></tr> <tr><td>時之島住宅</td><td>0.9254</td><td>2,400～38,600</td></tr> <tr><td>春明住宅</td><td>0.9244</td><td>3,400～24,900</td></tr> <tr><td>苜安賀住宅</td><td>0.9579</td><td>25,600～50,000</td></tr> <tr><td>島村住宅</td><td>0.9102</td><td>11,700～36,900</td></tr> <tr><td>天井住宅</td><td>0.9260</td><td>20,700～34,400</td></tr> <tr><td>宝江住宅</td><td>0.9142</td><td>15,600～26,200</td></tr> <tr><td>萩原住宅</td><td>0.9261</td><td>4,100～15,800</td></tr> <tr><td>毛受住宅</td><td>0.9506</td><td>15,000～25,200</td></tr> <tr><td>大和東住宅</td><td>0.9346</td><td>17,200～28,900</td></tr> <tr><td>和光住宅</td><td>0.9545</td><td>26,100～45,300</td></tr> </tbody> </table>		利便性係数	家賃(円)	花祇住宅	0.9615	28,000～46,400	松降住宅	0.9640	8,200～16,300	朝日住宅	0.9599	17,500～29,100	尾関住宅	0.9236	2,600～13,000	河端住宅	0.9212	2,300～35,600	今伊勢住宅	0.9482	20,900～34,700	大山住宅	0.9276	8,000～15,900	時之島住宅	0.9254	2,400～38,600	春明住宅	0.9244	3,400～24,900	苜安賀住宅	0.9579	25,600～50,000	島村住宅	0.9102	11,700～36,900	天井住宅	0.9260	20,700～34,400	宝江住宅	0.9142	15,600～26,200	萩原住宅	0.9261	4,100～15,800	毛受住宅	0.9506	15,000～25,200	大和東住宅	0.9346	17,200～28,900	和光住宅	0.9545	26,100～45,300	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利便性係数</th> <th>家賃(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東五城団地</td><td>0.9717</td><td>17,300～39,000</td></tr> <tr><td>開明団地</td><td>0.9575</td><td>17,300～49,100</td></tr> <tr><td>開信団地</td><td>0.9706</td><td>18,600～52,600</td></tr> <tr><td>富田団地</td><td>0.9522</td><td>20,400～47,200</td></tr> <tr><td>玉野団地</td><td>0.9491</td><td>18,200～48,100</td></tr> <tr><td>江東団地</td><td>0.9101</td><td>4,600～11,600</td></tr> <tr><td>竹橋団地</td><td>0.9220</td><td>5,200～12,400</td></tr> <tr><td>祐久南団地</td><td>0.9101</td><td>4,300～12,900</td></tr> <tr><td>三ツ俣団地</td><td>0.9322</td><td>2,600～12,100</td></tr> <tr><td>東川原団地</td><td>0.9137</td><td>4,900～24,100</td></tr> <tr><td>東加賀野井団地</td><td>0.9002</td><td>1,500～16,100</td></tr> <tr><td>北今団地</td><td>0.9249</td><td>1,700～23,800</td></tr> <tr><td>祐久団地</td><td>0.9197</td><td>1,700～16,000</td></tr> <tr><td>西萩原団地</td><td>0.9193</td><td>1,800～16,600</td></tr> </tbody> </table>		利便性係数	家賃(円)	東五城団地	0.9717	17,300～39,000	開明団地	0.9575	17,300～49,100	開信団地	0.9706	18,600～52,600	富田団地	0.9522	20,400～47,200	玉野団地	0.9491	18,200～48,100	江東団地	0.9101	4,600～11,600	竹橋団地	0.9220	5,200～12,400	祐久南団地	0.9101	4,300～12,900	三ツ俣団地	0.9322	2,600～12,100	東川原団地	0.9137	4,900～24,100	東加賀野井団地	0.9002	1,500～16,100	北今団地	0.9249	1,700～23,800	祐久団地	0.9197	1,700～16,000	西萩原団地	0.9193	1,800～16,600	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利便性係数</th> <th>家賃(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>南新開住宅</td><td>0.7000</td><td>1,300～16,300</td></tr> <tr><td>玉ノ井住宅</td><td>0.7000</td><td>1,600～12,600</td></tr> <tr><td>黒田住宅</td><td>0.7000</td><td>1,800～20,200</td></tr> <tr><td>内割田住宅</td><td>0.7000</td><td>7,600～29,400</td></tr> <tr><td>青木住宅</td><td>0.7000</td><td>2,500～10,100</td></tr> </tbody> </table>		利便性係数	家賃(円)	南新開住宅	0.7000	1,300～16,300	玉ノ井住宅	0.7000	1,600～12,600	黒田住宅	0.7000	1,800～20,200	内割田住宅	0.7000	7,600～29,400	青木住宅	0.7000	2,500～10,100
	利便性係数	家賃(円)																																																																																																																						
花祇住宅	0.9615	28,000～46,400																																																																																																																						
松降住宅	0.9640	8,200～16,300																																																																																																																						
朝日住宅	0.9599	17,500～29,100																																																																																																																						
尾関住宅	0.9236	2,600～13,000																																																																																																																						
河端住宅	0.9212	2,300～35,600																																																																																																																						
今伊勢住宅	0.9482	20,900～34,700																																																																																																																						
大山住宅	0.9276	8,000～15,900																																																																																																																						
時之島住宅	0.9254	2,400～38,600																																																																																																																						
春明住宅	0.9244	3,400～24,900																																																																																																																						
苜安賀住宅	0.9579	25,600～50,000																																																																																																																						
島村住宅	0.9102	11,700～36,900																																																																																																																						
天井住宅	0.9260	20,700～34,400																																																																																																																						
宝江住宅	0.9142	15,600～26,200																																																																																																																						
萩原住宅	0.9261	4,100～15,800																																																																																																																						
毛受住宅	0.9506	15,000～25,200																																																																																																																						
大和東住宅	0.9346	17,200～28,900																																																																																																																						
和光住宅	0.9545	26,100～45,300																																																																																																																						
	利便性係数	家賃(円)																																																																																																																						
東五城団地	0.9717	17,300～39,000																																																																																																																						
開明団地	0.9575	17,300～49,100																																																																																																																						
開信団地	0.9706	18,600～52,600																																																																																																																						
富田団地	0.9522	20,400～47,200																																																																																																																						
玉野団地	0.9491	18,200～48,100																																																																																																																						
江東団地	0.9101	4,600～11,600																																																																																																																						
竹橋団地	0.9220	5,200～12,400																																																																																																																						
祐久南団地	0.9101	4,300～12,900																																																																																																																						
三ツ俣団地	0.9322	2,600～12,100																																																																																																																						
東川原団地	0.9137	4,900～24,100																																																																																																																						
東加賀野井団地	0.9002	1,500～16,100																																																																																																																						
北今団地	0.9249	1,700～23,800																																																																																																																						
祐久団地	0.9197	1,700～16,000																																																																																																																						
西萩原団地	0.9193	1,800～16,600																																																																																																																						
	利便性係数	家賃(円)																																																																																																																						
南新開住宅	0.7000	1,300～16,300																																																																																																																						
玉ノ井住宅	0.7000	1,600～12,600																																																																																																																						
黒田住宅	0.7000	1,800～20,200																																																																																																																						
内割田住宅	0.7000	7,600～29,400																																																																																																																						
青木住宅	0.7000	2,500～10,100																																																																																																																						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4. 公営住宅入居者の資格	<p>1 市営住宅入居者の資格</p> <p>① 市内に住所があり居住しているか、または市内の事業所に勤務していること。</p> <p>② 現に住宅に困窮していること。</p> <p>③ 現に同居し、または同居しようとする親族があること。(婚約者、内縁関係を含む。)</p> <p>④ 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。</p> <p>⑤ 市県民税の滞納がないこと。</p> <p>⑥ 単身者については、2Kの住宅とし、満50歳以上の方、身体障害者、戦傷病者、生活保護者、引揚者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者のいずれかであること。</p> <p>ただし、日常生活に介護が必要で、さらにその介護が受けられないか、または受けることが困難であると認められる場合は除く。</p>	<p>1 市営住宅入居者の資格</p> <p>① 市内に住所があり居住しているか、または市内の事業所に勤務していること。</p> <p>② 現に住宅に困窮していること。</p> <p>③ 現に同居し、または同居しようとする親族があること。(婚約者、内縁関係を含む。)</p> <p>④ 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。</p> <p>⑤ 市税の滞納がないこと。(市税すべて)</p> <p>⑥ 単身者については、満50歳以上の方、身体障害者、戦傷病者、生活保護者、引揚者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者のいずれかであること。</p> <p>ただし、日常生活に支障がない程度に健全であること、又は介護が必要であって、常時介護を受けることができること。</p> <p>単身者向住宅は、指定の3団地で管理戸数の15%の割合とする。</p>	<p>1 町営住宅入居者の資格</p> <p>① 現に住宅に困窮していること。</p> <p>② 現に同居し、または同居しようとする親族があること。(婚約者、内縁関係を含む。)</p> <p>③ 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。</p> <p>④ 町県民税の滞納がないこと。</p> <p>※老朽化のため新規募集は行っていない</p>	<p>合併時に、一宮市の制度に合わせる。</p>
5. 使用料の減免	<p>1 家賃の減額減免規定</p> <p>(1) 低所得減免</p> <p>① 生活保護世帯は、家賃と住宅扶助料との差額免除</p> <p>② 生活保護世帯において、疾病による入院治療のため生活扶助料の支給を停止されている場合は、その期間の家賃額免除</p> <p>③ 世帯の合計所得月額が</p> <p style="padding-left: 20px;">61,500円以下の場合、</p> <p style="padding-left: 40px;">ア. 世帯の合計所得月額が0円は、 家賃の30%減免</p> <p style="padding-left: 40px;">イ. 1円～30,750円までは、 家賃の20%減免</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ. 30,751円～61,500円までは、 家賃の10%減免</p> <p>(2) 福祉減額</p> <p>心身障害者、原爆被爆者、老人、母子、父子世帯で、世帯の合計所得月額が200,000円以下の世帯を対象に、それぞれの基準に従い、10%ないしは30%の減額</p>	<p>1 家賃の減額減免・徴収猶予規定</p> <p>(1) 所得が著しく低額・災害損失</p> <p>① 生活保護世帯は、家賃全額免除又は家賃と住宅扶助料との差額の減額</p> <p>② 失職・長期療養・災害損失により収入が低額となり生活困窮する場合 家賃の1/2を限度とし減額</p> <p>③ 減免・猶予期間は6ヶ月以内で更新可能</p>	<p>1 家賃の減額減免規定</p> <p>(1) 低所得減免</p> <p>① 生活保護世帯は、家賃と住宅扶助料との差額免除</p> <p>② 世帯の合計所得月額が</p> <p style="padding-left: 20px;">ア. 30,750円以下の場合、 家賃の50%減免</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ. 30,751円～61,500円までは、 家賃の30%減免</p>	<p>新市において1年以内に制度を見直し統一する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町		各項目の調整方針
6. 市街化区域の見直し	都市計画区域・市街化区域の現状						<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・ 新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。
	平成15年3月31日現在						
			一宮市	尾西市	木曾川町		
	都市計画区域	面積	ha	8,239	2,201	951	
		平成12年国調人口	人	273,711	57,956	31,059	
	市街化区域	面積	ha	2,585	723	494	
		平成12年国調人口	人	144,282	36,600	27,242	
	市街化調整区域	面積	ha	5,654	1,478	457	
平成12年国調人口		人	129,429	21,356	3,817		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針	
7. 用途地域及び防火地域等の見直し	地域地区の現状			<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・ 新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。 	
	平成15年3月31日現在 単位:ha				
		一宮市	尾西市		木曾川町
	用途地域				
	第一種低層住居専用地域	54	-		-
	第一種中高層住居専用地域	162	-		46
	第一種住居地域	549	295		166
	第二種住居地域	43	-		-
	準住居地域	53	-		-
	近隣商業地域	139	63		4
	商業地域	186	15		3
	準工業地域	1123	230		262
	工業地域	276	74		13
	工業専用地域	-	46		-
	防火地域	44	-		-
準防火地域	471	78	7		
特別工業地区	-	4	-		
駐車場整備地区	110	-	-		
生産緑地地区	128	38	-		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8、生産緑地	<p>平成4年12月4日生産緑地地区の都市計画決定を告示</p> <p>平成14年12月10日変更決定告示後の生産緑地地区面積…914団地 127.9ha</p> <p>(参考) 特定市街化区域農地 6,783筆 1,939,543㎡</p>	<p>平成4年12月4日生産緑地地区の都市計画決定を告示</p> <p>平成14年12月10日変更決定告示後の生産緑地地区面積…259団地 37.9ha</p> <p>(参考) 特定市街化区域農地 1,009筆 421,665㎡</p>	<p>制度なし</p> <p>(参考) 一般市街化区域農地 2,274筆 650,523㎡</p>	<p>平成17年12月を目途に、木曾川町地域の生産緑地地区の都市計画決定を行う。</p>
<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>生産緑地とは</p> <p>市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度です。</p> <p>生産緑地地区は、ある一定の要件を満たす一団の農地を、市町村が農地の所有者その他の関係権利者全員の同意を得た上で、都市計画の手続きを経て指定することにより、都市計画上「保全する農地」として明確に位置付けられることとなります。</p> <p>【生産緑地地区に指定される農地の要件】</p> <p>①生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること ②500㎡以上の規模の区域であること ③農業の継続が可能な条件を備えていること</p> <p>の三つが必要となります。</p> <p>【生産緑地地区に指定された場合の規制や優遇措置などの特徴】</p> <p>①市町村や農業委員会から生産緑地地区を管理するために必要な助言や土地交換のあっせんなどの援助が受けられること ②建物を建てたり、宅地造成を行ったりすることは、原則として市町村長の許可がなければできないこと (但し、許可の対象は、生産緑地で農業を営むために必要な行為に限られます。)</p> <p>③農地の所有者は、生産緑地地区の指定後30年を経過した場合や、主たる従事者が死亡したり、農業に従事できない障害を有することになった場合に、市町村長に対して生産緑地を買い取るよう申出できること ④三大都市圏の特定市では、税制上の優遇措置が受けられる</p>				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 建設分科会

協議項目	建設関係事業
先進事例	<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン策定事業に関する事 新市において、新たに策定する。 ・緑の基本計画策定事業に関する事 新市において、新たに策定する。 ・住宅マスタープランに関する事 新市において、新たに策定する。 ・地域高齢者住宅計画に関する事 新市において、新たに策定する。 ・老人アパート(高齢者住宅)に関する事 新市に移行後、制度の統一を図り実施する。 <p>廿日市市（平成15年3月1日編入合併）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。 (2) 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。 <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。 2. 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。 3. 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。 <p>山県市（平成15年4月1日新設合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。 ・都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。 <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。 イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。 ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 建設分科会

協 議 項 目	建設関係事業										
関係法令（１）	<p>○公営住宅法施行令 （家賃の算定方法）</p> <p>第２条 公営住宅法第１６条第１項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。</p> <p>① 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法第２条第１項に規定する標準地の同法第６条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して０．７以上１．６以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの</p> <p>② 当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）を７０㎡で除した数値</p> <p>③ 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて１以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの</p> <p>④ 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して０．７以上１以下で定める数値</p> <p>２ 前項の家賃算定基礎額は、下の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">入居者の収入</th> <th style="width: 30%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１２３，０００円以下の場合</td> <td>３７，１００円</td> </tr> <tr> <td>１２３，０００円を超え１５３，０００円以下の場合</td> <td>４５，０００円</td> </tr> <tr> <td>１５３，０００円を超え１７８，０００円以下の場合</td> <td>５３，２００円</td> </tr> <tr> <td>１７８，０００円を超え２００，０００円以下の場合</td> <td>６１，４００円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（抜粋）</p>	入居者の収入	額	１２３，０００円以下の場合	３７，１００円	１２３，０００円を超え１５３，０００円以下の場合	４５，０００円	１５３，０００円を超え１７８，０００円以下の場合	５３，２００円	１７８，０００円を超え２００，０００円以下の場合	６１，４００円
入居者の収入	額										
１２３，０００円以下の場合	３７，１００円										
１２３，０００円を超え１５３，０００円以下の場合	４５，０００円										
１５３，０００円を超え１７８，０００円以下の場合	５３，２００円										
１７８，０００円を超え２００，０００円以下の場合	６１，４００円										

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 建設分科会

協議項目	建設関係事業
関係法令（２）	<p>○都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）</p> <p>（都市計画の基本理念）</p> <p>第２条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに 土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。</p> <p>（都市計画区域）</p> <p>第５条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地 利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都 市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。 （都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）</p> <p>第６条の２ 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。</p> <p>２ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画の目標 二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 <p>３ 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。</p> <p>（市町村の都市計画に関する基本的な方針）</p> <p>第１８条の２ 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の 都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>２ 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>３ 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>４ 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。</p> <p>（開発行為の許可）</p> <p>第２９条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受け なければならない。</p> <p>２ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしよう とする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

建設部会 建設分科会

協議項目	建設関係事業										
参考資料	住宅使用料										
	家賃＝家賃算定基礎額×利便性係数×市町村立地係数×規模係数×経年係数										
	※それぞれの言葉の意味										
	家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて設定される基準額です。										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">所得月額</th> <th style="width: 50%;">家賃算定基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">123,000円以下</td> <td style="text-align: center;">37,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">123,000円を超え 153,000円以下</td> <td style="text-align: center;">45,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">153,000円を超え 178,000円以下</td> <td style="text-align: center;">53,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">178,000円を超え 200,000円以下</td> <td style="text-align: center;">61,400円</td> </tr> </tbody> </table>	所得月額	家賃算定基礎額	123,000円以下	37,100円	123,000円を超え 153,000円以下	45,000円	153,000円を超え 178,000円以下	53,200円	178,000円を超え 200,000円以下	61,400円
	所得月額	家賃算定基礎額									
	123,000円以下	37,100円									
	123,000円を超え 153,000円以下	45,000円									
	153,000円を超え 178,000円以下	53,200円									
	178,000円を超え 200,000円以下	61,400円									
	利便性係数：その住宅のある場所や周辺地域の状況、その住宅の設備などの利便性で定める係数です。 0.7以上1以下で定めます。										
	市町村立地係数：市町村ごとに国が定める係数です。										
	0.7以上1.6以下で定めます。										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%;">市町村立地係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一宮市</td> <td style="text-align: center;">0.85</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">尾西市</td> <td style="text-align: center;">0.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木曽川町</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> </tr> </tbody> </table>		市町村立地係数	一宮市	0.85	尾西市	0.75	木曽川町	0.80		
		市町村立地係数									
一宮市	0.85										
尾西市	0.75										
木曽川町	0.80										
規模係数：その住宅の床面積の合計を70㎡で割った値を係数にします。											
経年係数：公営住宅の構造ごとに、建設時からの経過年数に応じて1以下で国が定める係数です。											
※計算例											
一宮市花祇住宅家賃：28,000円～46,400円											
利便性係数：0.9615											
規模係数：0.9928											
経年係数：0.9316											
家賃＝37,100×0.9615×0.85×0.9928×0.9316＝28,043 ⇒ 28,000円											
家賃＝61,400×0.9615×0.85×0.9928×0.9316＝46,411 ⇒ 46,400円											

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業			
調整方針（案）	(1)水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。 (2)加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。 (3)下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 水道料金の徴収事務	①料金徴収 2ヶ月に1度 検針月の翌月に下水道使用料、水洗便所改造資金貸付償還金も同時徴収 ・納付制 水道部窓口、銀行、郵便局、コンビニで納付 ・集金制 水道料金等収納事務委託要綱に基づき38団体に委託 ・口座振替制 銀行、郵便局で振替 振替 検針月の翌月25日 再振替 上記の翌月10日 ・督促手数料、延滞金 徴収してない ②滞納整理 督促状、催告書、未納注意書、停水予告書など文書催告に加えて夜間（1ヶ月に2度）も含め電話催促も行っている。 また、累積滞納者には納付誓約をとり徴収事務をしている。	①料金徴収 2ヶ月に1度 検針月の翌月に徴収 ・納付制 水道課窓口、銀行で納付 ・集金制 無 ・口座振替制 銀行、郵便局で振替 振替 検針月の翌月17日 再振替 上記の翌月17日 ・督促手数料、延滞金 徴収してない ②滞納整理 督促状、催告書、停水通知書など文書催告に加え、電話及び訪問による催促も行っている。	①料金徴収 毎月 ・納付制 水道部窓口、銀行、郵便局、で納付 ・集金制 木曾川町水道料金徴収事務及び領収書送付事務委託規程に基づき委託 個人14人 ・口座振替制 銀行、郵便局で振替 振替 検針月の翌月13日 再振替 検針月の翌月26日 ・督促手数料、延滞金 徴収してない ②滞納整理 督促状、催告書、停水予告書など文書催告に加えて夜間（随時）も含め電話催促も行っている。 また、累積滞納者には給水停止を行う。	合併時に一宮市の事業に合わせる。
2. 水道料金	水道料金の料金体系（別紙1）	水道料金の料金体系（別紙1）	水道料金の料金体系（別紙1）	当面は、旧市町の区域毎の料金体系で行う。 2年以内に旧一宮地区の用途別を口径別とし、料金は、新市において統一する。
3. メーター使用料	メーター使用料料金体系（別紙2）	メーター使用料料金体系（別紙2）	メーター使用料料金体系（別紙2）	当面は、旧市町の区域毎の使用料体系で行う。 2年以内の料金統一に併せてメーター使用料は廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4. 加入金	1 加入金の料金体系（別紙3） 2 加入金（権利）の取扱い ・権利は土地についている。 ・権利は土地についているため移動不可。	1 加入金の料金体系（別紙3） 2 加入金（権利）の取扱い ・権利は加入金を納めたものが所有する。 ・権利の市内移動が可能。	1 加入金の料金体系（別紙3） 2 負担金（権利）の取扱い ・権利は負担金を納めたものが所有する。 ・権利の町内移動が可能。	合併時に一宮市の基準に合わせる。ただし、権利の取扱いは、1年以内に調整する。
5. 給水申込みに伴う配水管布設工事	1 新設工事設計、監督及び検査 件数 108件 負担無 87件 負担有 21件 2 改良工事設計、監督及び検査 件数 28件 3 小口径工事負担金 ・840,000円を超えた額を徴収。 ※最小布設口径は50mm （配水管最小口径50mm）	1 新設工事設計、監督及び検査 件数 14件 負担無 8件 負担有 6件 2 改良工事設計、監督及び検査 件数 7件 3 小口径工事負担金 ・400,000円を超えた額を徴収。 ※最小布設口径は50mm （配水管最小口径50mm）	1 新設工事設計、監督及び検査 件数 20件 負担有 20件 2 該当なし 3 小口径工事負担金 ・全額個人負担として徴収。 ただし、既設の配水管との距離がある場合は、一部町負担の場合有。（配水管最小口径50mm）	合併時に一宮市の制度に合わせる。
6. 下水道使用料	下水道使用料の料金体系（別紙4）	下水道使用料の料金体系（別紙4）	下水道使用料の料金体系（別紙4）	合併後当面は、旧市町の区域毎の料金体系で行う。 2年以内に旧一宮地区の用途別を従量制、逓増制にし、料金は、新市において統一する。 ただし、公衆浴場用、臨時用、工場廃液用は残す。

水道料金 (上水道)		地方公営企業における、水道事業の健全な運営を確保するため、その運営に必要となる経費を給水契約者に負担していただく目的で徴収する料金。															
料金体系（消費税は除く。1か月あたり）																	
一宮市					尾西市					木曽川町							
用途	基本料金		超過料金		口径区分 (mm)	基本料金 (円)	使用料金 (円/㎡)					口径区分 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (円/㎡)			
	水量	金額 (円)	水量	金額 (円/㎡)			10㎡ 以下	11~ 20㎡	21~ 30㎡	31~ 50㎡	51㎡ 以上			20㎡ 以下	21~ 50㎡	51~ 100㎡	101㎡ 以上
					13	450						13	420				
家事用	10㎡以下	520	11~25㎡	101	20	1,060						20	1,860				
			26㎡以上	183	25	1,650						25	3,300				
業務用	10㎡以下	520	11~25㎡	101	40	4,230	50	95	120	145	180	30	5,400	65	110	160	180
			26㎡以上	275	50	6,610						40	11,300				
公衆浴場	100㎡以下	3,300	101㎡以上	120	75	14,860						50	20,300				
(注) 用途別の適用基準については、市長が別に定める。					100	26,450						75	40,000				
					公衆浴場	口径区分による			65		80	100	72,000				

メーター使用料	給水量は市町村が貸与したメーターにより計量するため、その対価として徴収するもの。				
料金体系（消費税は除く。1か月あたり）					
一宮市		尾西市		木曾川町	
口径 区分 (mm)	金額（円）	口径 区分 (mm)	金額（円）	口径 区分 (mm)	金額（円）
13	60	13	60	13	40
20	110	20	90	20	80
25	120	25	100	25	90
30	180	—	—	30	150
40	210	40	160	40	450
50	1,040	50	640	50	660
75	1,350	75	830	75	950
100	1,720	100	1,040	100	1,200

加入金	水道施設の拡張や改良に充てる財源として新規給水申込者から徴収するもの。				
一宮市		尾西市		木曽川町	
口径 区分 (mm)	金額 (円)	口径 区分 (mm)	金額 (円)	口径 区分 (mm)	金額 (円)
13	78,750	13	73,500	13	63,000
20	168,000	20	178,500	20	147,000
25	273,000	25	262,500	25	231,000
30	441,000	—	—	30	336,000
40	840,000	40	703,500	40	598,500
50	1,386,000	50	1,102,500	50	934,500
75	3,832,500	75	2,499,000	75	2,100,000
100	7,675,500	100	市長が別に定める。	100	3,780,000

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業			
	一宮市	尾西市	木曾川町	
	料金体系	用途別逓増従量料金制	口径別逓増従量料金制	口径別逓増従量料金制
	料金体系の理由	<p>昭和28年4月1日に地方公営企業法の適用をうけることとなったが、戦後の混乱期をようやく過ぎようとした時点であり、負担能力主義に基づいて料金設定がなされた。</p> <p>昭和50年10月1日からそれまでの家事用、官公署用、営業用、臨時用、湯屋用の5種類の用途を家事用、業務用、公衆浴場用の3種類に簡素化し、併せて家事用、業務用の超過料金を単一料金から2段階の逓増制とし使用水量の抑制をはかった。</p>	<p>・昭和46年1月に水道事業変更認可を受け、7ヵ年計画にて全市上水道化事業を開始した。その計画途中に突発したオイルショックは、水道財政にも多大な影響を与え、総事業費の大幅増加により多額の赤字を生じることとなった。</p> <p>・昭和52年3月に水道料金等審議会からの答申において、「料金体系については、水需要の多様化により用途区分が困難であること。従量料金は水量区分に応じた逓増制の採用により、一般家庭における改定率の緩和の配慮を望む。」との意見をいただいた。</p> <p>・その答申に従って、昭和52年7月から料金体系については、用途別から口径別に、従量料金(平成14年4月からは使用料金)については、単一料金から水量区分に応じた逓増制を採用し現在に至っている。</p>	<p>給水装置の口径の大小によって、これを維持するための直接的経費の額に差異があり、一定時間内の流量の多寡が使用者に対し異なった利益をあたえることとなる。このため、口径の大小により、異なった基本料金を設定している。</p> <p>段階別料金の設定により、用途の如何にかかわらず少量使用者の料金負担の低廉化を図る。</p>
参考資料 (水道料金の基本的考え方)	料金制度	二部料金制(基本料金+超過料金)	二部料金制(基本料金+使用料金)	二部料金制(基本料金+従量料金)
	料金制度の理由	<p>基本料金 料金算定期間における固定費用(給水量の多寡に関係なく水道施設の維持に必要な費用:人件費、修繕費、減価償却費、支払い利息、事務費等の一部)を回収する目的で算定する。</p> <p>超過料金 料金算定期間における変動費用(給水量の増減に比して変動する費用:受水費、動力費、薬品費等)を回収する目的で算定し、水量区分による少量使用者の料金負担の低廉化を考慮して算定する。</p>	同左	同左
	現在の料金の改定時期	平成8年6月1日改定	平成14年4月1日改定	昭和58年4月1日改定
改定の内容	平成8年から平成10年までの3ヵ年を料金算定期間として平均値上げ率29.3%の料金改正を行った。	平成14年度~18年度の5年間に於いて、損益(赤字)を解消するように設定された。	—	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業		
	一宮市	尾西市	木曾川町
料金体系	用途別逦増従量料金制	逦増従量料金制	用途別逦増従量料金制
料金体系の理由	<p>水道事業と同様負担能力主義により料金設定がなされ、用途別を採用した。</p> <p>昭和50年10月1日からそれまでの家事用、官公署用、営業用、臨時用、湯屋用、工場廃液の6種類の用途を家事用、業務用、公衆浴場用、臨時用、工場廃液の5種類に簡素化し合わせて家事用、業務用の逦増料金を単一料金から2段階の逦増制とし使用水量の抑制をはかった。ただし、25㎡までの第1段階は、家事用、業務用とも同一単価とした。</p>	<p>一般家庭かつ大口使用者にも重負担とならないように、使用水量が少ない部分は料金を押え、使用水量が増えるに従い料金が高くなる逦進従量使用料と使用料の多少にかかわらず必要となる固定的経費を負担していただく基本使用料を併用する料金体系を採用した。</p>	<p>木曾川町内の水道使用量の段階別・水栓数を調査し、基本使用料と逦増使用料の体系をとり入れることとした。</p> <p>その結果、平均水道使用量は28㎡であったが、一般家庭の6割が20㎡以下であったことから、20㎡までは10㎡刻みで設定し基本使用料を10㎡以下とした。</p> <p>また、一般家庭排水は愛知県の流域下水道において50㎡以上は特定排水となることから、以後は段階を大きくした。</p>
料金制度	二部料金制（基本料金＋逦増使用料）	二部料金制（基本料金＋逦増使用料）	二部料金制（基本料金＋逦増使用料）
料金制度の理由	<p>基本料金 料金算定期間における固定費用（給水量の多寡に関係なく水道施設の維持に必要な費用：人件費、修繕費、減価償却費、支払い利息、事務費等の一部）を回収する目的で算定する。</p> <p>逦増使用料 料金算定期間における変動費用（給水量の増減に比して変動する費用：受水費、動力費、薬品費等）を回収する目的で、算定し、水量区分による少量使用者の料金負担の低廉化を考慮して算定する。</p>	同左	同左
現在の料金の改定時期	平成8年6月1日改定	平成16年4月1日供用開始	平成16年4月1日供用開始
料金の考え方	<p>雨水に係る費用は公費（一般会計）負担で、旧自治省からの公共下水道事業繰り出し基準の負担区分に基づき算定している。更に拡張事業の資本費（減価償却費、支払利息）全額を一般会計から繰り入れ、下水道使用料の単価抑制を図っている。</p> <p>平成8年から平成10年までの3カ年を料金算定期間として平均値上げ率27.1%の料金改正を行った。</p>	<p>下水道の運営を図るための経費は、維持管理費、流域下水道施設利用負担金及び起債元金利子償還金とし、使用料の算定に際しては、長期的な収支の均衡を図る必要があるため、算定期間を平成16年から平成45年までの30年間とし、また使用開始区域341haを基に算出した。</p> <p>下水道建設事業費に費やした起債元金利子償還金は、市民の社会資本整備（インフラ整備）であるため公費負担とし、維持管理費と流域下水道施設利用負担金は、下水道使用者が賄う対象経費と考え、下水道使用者に下水道料金として負担を求める。</p> <p>一方、近隣市町との均衡を保ち、市民のコンセンサスを得ることも考慮に入れ、日光川上流流域下水道管内の他市町並の下水道使用料とすることとなった。</p>	<p>下水道事業の平成16年度から平成21年度までの6カ年（日光上流流域下水道の負担金算定期間）の総費用を、流域下水道負担金、公共下水道維持管理費及び資本費（起債元利償還金）の区分により算出し、使用料に参入すべき費用を算定した。</p> <p>それから一般会計繰出基準による繰出金を引いたものが使用料対象経費であるが、それを総収水量で除したものが平均使用料原価（313.66円/㎡）となる。</p> <p>このまま、使用料とすると、町民の理解及び近隣市町との均衡が保てないことから、平均使用料原価の43.3%を平均使用料単価（135.86円/㎡）とした。</p>

2市1町の供給水量の年度別推移

	一宮市			尾西市			木曾川町		
	調定件数	使用水量	1月当りm ³ /件	調定件数	使用水量	1月当りm ³ /件	調定件数	使用水量	1月当りm ³ /件
H 9年度	486,645	27,978,544	28.7	103,982	6,267,894	30.1	9,887	3,302,169	27.8
H10年度	492,261	28,143,397	28.6	105,386	6,267,542	29.7	10,213	3,381,238	27.6
H11年度	498,180	28,031,182	28.1	106,293	6,286,705	29.6	10,476	3,477,359	27.7
H12年度	504,352	28,190,777	27.9	108,299	6,346,510	29.3	10,674	3,529,647	27.6
H13年度	512,571	28,346,666	27.7	109,423	6,263,683	28.6	10,792	3,558,354	27.5
H14年度	520,012	28,455,121	27.4	110,577	6,267,904	28.3	10,923	3,560,850	27.2
合計	3,014,021	169,145,687	28.1	643,960	37,700,238	29.3	62,965	20,809,617	27.5

愛知県内自治体水道料金の料金体系

	用途別		口径別		用途・口径別		従量料金制
1	一宮市	1	豊橋市	1	名古屋市	1	七宝町
2	瀬戸市	2	岡崎市	2	蒲郡市	2	美和町
3	犬山市	3	半田市				
4	江南市	4	春日井市				
5	岩倉市	5	豊川市				
6	春日町	6	津島市				
7	清洲町	7	碧南市				
8	蟹江町	8	刈谷市				
9	八開村	9	豊田市				
10	佐織町	10	安城市				
11	阿久比町	11	常滑市				
12	南知多町	12	尾西市				
13	武豊町	13	小牧市				
		14	新城市				
		15	東海市				
		16	大府市				
		17	知多市				
		18	知立市				
		19	尾張旭市				
		20	高浜市				
		21	田原市				
		22	木曾川町				
		23	東浦町				
		24	美浜町				
		25	幸田町				
		26	藤岡町				
		27	音羽町				
		28	一宮町				
		29	小坂井町				
		30	御津町				
		31	渥美町				
		32	海部南部水道企業団				
		33	西春日井郡東部水道企業団				
		34	稲沢中島広域事務組合水道事務所				
		35	丹羽広域事務組合				
		36	西尾幡豆広域連合				
		37	愛知中部水道企業団				

用途別	13団体
口径別	37団体
用途・口径別	2団体
従量料金制	2団体
計	54団体

愛知県内自治体下水道使用料の料金体系

- 1 水道料金比例制 水道料金の90%, 或いは80%というように水道料金に比例して下水道使用料を算出するもの。
- 2 従量制 1m³の単価を決め、水量掛ける単価で算出するもの。
- 3 累進制 単価を段階的に設定し、使用水量に応じて下水道使用料を算出するもの。
- 4 定額制 一定料金を定め徴収するもの。
- 5 水質使用料制 排水される水質により料金を別途に設定するもの。
- 6 その他 各家庭の人数や、便器の数量により下水道使用料をさんていするもの。

区分	団体名	料金体系	区分	団体名	料金体系	区分	団体名	料金体系
公営 企業 法適 用	1 名古屋市	2・3・5	公営 企業 法非 適用	1 岡崎市	2・3	公営 企業 法非 適用	28 東郷町	2・3
	2 豊橋市	2・3		2 瀬戸市	2・3		29 長久手町	2・3
	3 一宮市	2・3		3 半田市	2・3・4		30 大口町	2・3
	4 津島市	2		4 春日井市	2・3		31 木曾川町	2・3
	5 知多市	2		5 豊川市	2・3		32 平和町	2・3
	6 尾西特水	2		6 碧南市	2・3		33 阿久比町	3
				7 刈谷市	2・3		34 東浦町	2・3
				8 豊田市	2・3		35 武豊町	3
				9 安城市	2・3		36 一色町	2
				10 西尾市	2・3		37 吉良町	2・3
				11 蒲郡市	2・3		38 幸田町	3
				12 犬山市	2・3		39 三好町	2・3
				13 常滑市	2・3		40 東栄町	2
				14 江南市	2・3		41 音羽町	2・3
				15 尾西市	2・3		42 一宮町	2・3
				16 小牧市	2・3		43 小坂井町	2・3
				17 稲沢市	2・3		44 御津町	2・3
				18 新城市	2・3			
				19 東海市	2・3			
				20 大府市	2・3			
				21 知立市	3			
				22 尾張旭市	2・3			
				23 高浜市	2・3			
				24 岩倉市	2・3			
				25 豊明市	2・3			
				26 日進市	2・3			
				27 田原市	2・3			

2 従量制	1団体
3 累進制	
5 水質使用料制	
2 従量制	39団体
3 累進制	
2 従量制	5団体
2 従量制	1団体
3 累進制	
4 定額制	
3 累進制	3団体
計	50団体

○一宮市の簡易水道事業の状況

平成15年3月31日

地区 区分		公 営				組 合 営			
		馬引 簡易水道	萩原中央 簡易水道	馬寄 簡易水道	奥町西部 簡易水道	奥町東部 簡易水道	中島西御堂 簡易水道	狐塚下渡 簡易水道	小日比野河端 簡易水道
事業 開始	給水開始年月日	昭和31年5月1日	昭和30年6月	昭和32年9月30日	昭和32年12月31日	昭和34年2月26日	昭和33年10月1日		
	認可年月日	昭和33年6月13日	昭和37年9月1日	昭和33年6月13日	昭和33年6月13日	昭和51年3月26日	昭和33年9月20日		
施 設	計画給水人口	(人) 2,200	1,500	4,300	5,000	5,000	990		
	現在給水人口	(人) 3,099	1,494	2,760	4,301	6,761	1,191		
	給水戸数	(戸) 1,133	487	905	1,347	2,164	343		
	導水管延長	(m) 150	20	20	40	-	-		
	配水管延長	(m) 5,802	4,280	6,930	7,623	10,375	4,482		
	取水・配水ポンプ設置	(台) 3	3	4	3	2	1		
	浄水場設置数	(箇所) 1	1	1	1	1	1		
業 務	配水能力	(m ³ /日) 1,440	1,150	2,880	2,450	3,890	1,150		
	年間総配水量	(m ³) 341,146	158,960	403,034	504,979	640,163	160,163		
	一日最大配水量	(m ³) 1,117	610	1,248	1,713	2,095	-		
	上記月日	7月30日	5月25日	7月30日	8月7日	8月6日	-		
	年間総有収水量	(m ³) 320,336	149,263	378,449	474,175	601,113	150,393		
料 金	基本水量	(m ³) 10	10	20	10	10			
	基本料金	(円) 400	400	400	600	400	100		
	超過料金 (1 m ³ あたり)	(円)	11 m ³ ～20 m ³ まで	11 m ³ ～30 m ³ まで	21 m ³ ～50 m ³ まで	11 m ³ ～30 m ³ まで			
			40	60	65	40			
			21 m ³ ～30 m ³ まで	31 m ³ ～60 m ³ まで	51 m ³ ～100 m ³ まで	31 m ³ ～60 m ³ まで			
			50	80	110	60			
	31 m ³ ～40 m ³ まで	61 m ³ ～100 m ³ まで	101 m ³ 以上	61 m ³ ～100 m ³ まで	-	-			
	60	110	150	70					
	41 m ³ 以上	101 m ³ 以上		101 m ³ 以上					
	70	120		80					
家庭用 10 m ³ あたり料金	(円) 450	400	400	640	500	300			
加入金	(円) 80,000	80,000	75,000	100,000	-	-			

平成十四年度市上水道統合

平成十四年度市上水道統合

※6簡水中5簡水が数年先までに統合の予定。